

厚生労働省発健生0515第1号
令和8年5月15日

各 { 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 市長
中 核 市 市 市長
政 令 市 市 市長
特 別 区 区 市長
公益財団法人結核予防会理事長
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日本赤十字社社長 } 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。